

令和7年2月4日招集

令和7年2月

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

発 議 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

発 議 一 覧

発議番号	件 名	頁
発議第 1 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	1

発議第 1 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する
条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 1 日 提出

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員

佐藤 健司

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員

久保 久良

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を
改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年
滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）の施
行の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。